

各 位

会 社 名 オンコリスバイオファーマ株式会社代表者名代表取締役社長浦田 泰生 (コード番号:4588)

問 合 せ 先 執 行 役 員 秦 耕 平 (Tel. 03-5472-1578)

## 第三者割当による第 20 回新株予約権(行使価額修正条項付及び行使停止条項付)の発行 に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2024年6月14日開催の当社取締役会において決議しました、EVO FUND (以下、「割当先」といいます。)を割当先とする第三者割当による第20回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の発行に関する発行価額の総額の払込みが完了したことを確認しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2024年6月14日公表の「第三者割当による第20回新株予約権(行使価額修正条項付及び行使停止条項付)の発行及び新株予約権の買取契約(コミット・イシュー※)の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

記

## 1. 第三者割当による本新株予約権の発行の概要

<本新株予約権の発行の条件>

(1)	割 当 日	2024年7月1日
(2)	発行新株予約権数	40,000 個
(3)	発 行 価 額	総額 2,200,000 円 (新株予約権1個当たり55円)
		4,000,000株(新株予約権1個につき100株)
(4)		上限行使価額はありません。
	当該発行による	下限行使価額は、当初349円(2024年6月13日の株式会社
	潜在株式数	東京証券取引所(以下、「取引所」といいます。)における当
		社普通株式の普通取引の終値の 50%相当額) としますが、
		下限行使価額においても、潜在株式数は 4,000,000 株です。
(5)	資金調達の額	2,786,200,000 円 (注)

当初行使価額:698円(2024年6月13日の取引所における 当社普通株式の普通取引の終値と同額) 本新株予約権の行使価額は、2024年7月2日に初回の修正 がなされ、以後各取引日(「取引日」とは、取引所において 売買立会が行われるものとされている日をいいます。以下同 じ。)毎に修正が行われます(以下、かかる修正が行われる 日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。)。本項に 基づく修正が行われる場合、行使価額は、各修正日の直前取 行使価額及び (6) 引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の 行使価額の修正条件 終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の100% に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場 合、下限行使価額とします。) に修正されます。但し、いず れかの修正日の直前取引日に本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合に は、当該修正日の直前取引日において取引所が発表する当社 普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に 調整されます。 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND 募集又は割当方法 (7)(割当先) に割り当てます。 当社は、割当予定先との間で、下記「【ご参考】」に記載 する行使コミット条項、行使停止条項、割当予定先が本 新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承 (8) 他 認を要すること等を規定する本新株予約権の買取契約 (以下、「本買取契約」といいます。)を締結しておりま す。

(注)調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。なお、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

## 【ご参考】

※本新株予約権(コミット・イシュー)の特徴

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数 (4,000,000 株) をあらかじめ定め、本新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として約6ヶ月以内に、割当先が必ず本新株予約権の全てを行使する (全部コミット) 手法です。またそれに加えて、本新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として 2024 年 9 月 30 日までに、1,200,000 株相当分以上の本新株予約権を行使することを約しております (中間コミット)。前者の「全部コミット」と後者の「中間コミット」の組み合わせが、本新株予約権の特徴であり、その概要は下記のとおりとなります。

							第 20 回新株予約権
発			行			数	40,000 個
発	行	価	額	の	総	額	2, 200, 000 円
行	使	価	額	の	総	額	2,792,000,000 円(注)
							原則約6ヶ月
期						間	(コミット期間延長事由発生時及び当社が行使停止指示を行っ
							た場合を除く。)
l.kr	正回数		h-	· / 压	<b>.</b> Eu	\	通算で 125 回(予定)
11多			X	(原則		)	(各取引日毎に修正、計125回)
行		使		価		額	直前取引日における終値の 100%
	部	コ		11		۴	2025 年 1 月 6 日までの本新株予約権の
全		_1			ツ		発行数全ての行使を原則コミット
中	BB			111	ツ	1	2024 年 9 月 30 日までの本新株予約権の
	間	コ					発行数の 30%の行使をコミット
下				使 佣		額	349 円
	限	: 行			/ar:		(発行決議日前取引日(2024年6月13日)の取引所における
	PK		1 使	火	価		当社普通株式の普通取引の終値の 50%に相当する金額の 0.1
							円未満の端数を切り上げた額)

(注)上記行使価額の総額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合 の金額であります。

また当社は、2取引日前までに書面で通知(以下、「行使停止指示」といいます。)することにより、当社の指定する数(以下、「行使停止数」といいます。)の本新株予約権の行使を当社の指定する最大5取引日の期間(以下、「行使停止期間」といいます。)にわたり停止することができます。当社は、本新株予約権の行使期間中に合計3回を上限として行使停止指示を行うことができます。行使停止期間中、割当先は行使停止期間の開始日において保有する本新株予約権のうち行使停止数分の本新株予約権を行使することができません。

当社は、2取引日前までに書面で通知することによりいつでも以前の行使停止指示を撤回することができます。当社は、当社の資金需要や当社株価の動向を踏まえて行使停止指示を行い、また撤回することにより、本新株予約権が当社株価に過度の影響を与えることを避けることが

できます。なお、行使停止指示及びその撤回を行った際には、当社は適時開示を行う予定です。